

平成 22 年・23 年度
自主調査研究事業

『高圧ガス保安法令に関する Q & A 調査研究報告書』
(平成 24 年 3 月報告) に関する正誤について

上記報告書の 62 ページ Q9.3 「認定品」「高圧ガス保安協会が行う高圧ガス設備試験」及び「委託検査」との違いは？について別添のとおり訂正します。

(訂正根拠) 一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について (制定 平成 30 年 3 月 30 日 20180323 保局第 12 号) II 1. 参照・・・高圧ガス保安法令関係通達集 (第 2 次改訂版) 471 ページ

【正誤表】

訂正箇所	正	誤
P.62 Q9.3 A 上から 4 行目 上から 8 行目	試験実施後	試験成績書の交付後

9. 完成検査

Q 9. 1 高圧ガス認定弁を予備品として購入していたが、新規の設備計画でこのものを使用したいと考えています。ところが、認定試験者試験等成績書の交付から3年を過ぎています。完成検査のときの耐圧試験、気密試験等の対応はどうすればよいでしょうか。

A： 当該バルブに係る完成検査項目及び対応は次のとおりです。

検査項目	検査対応
耐圧・強度試験	申請者、メーカー等が実施した耐圧試験成績書により確認。 ※ 事前検査を実施していない場合、又は成績書に不備がある場合には完成検査当日に耐圧試験を実施
気密試験	完成検査当日に気密試験を実施
材料試験	完成検査当日にミルシート又は当初の認定試験者試験等成績書にて確認
開閉方向の表示等	完成検査当日にバルブのタグ表示、開閉方向表示を確認。 なお、保安上重要なバルブにあつては開閉状態の表示、封印措置等確認。

Q 9. 2 高圧ガス製造設備を変更するために「製造施設等変更許可申請」を行いました。工事完成後には必ず完成検査を受検しなければならないのでしょうか。完成検査を受検しなくてもよい場合があれば、どのような場合か教えてください。

A： 「完成検査を要しない変更工事の範囲」については規則で定められていますが、平成10年3月25日の規則改正でその範囲は更に拡大され、現在では次のようになっています。

(一般則第3条、液石則第34条)

- (1) ガス設備の取替え又は設置位置の変更の工事
 - ・ 耐震設計構造物に係る特定設備は除く。
 - ・ 高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては認定品等に限る。
 - ・ 特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証の交付を受けているものへの取替えに限る。
 - ・ 当該設備の処理能力の変更が、20%以内の増減の範囲内であること。
- (2) 処理能力が1日100m³（不活性ガスにあつては300m³）未満の製造設備である製造施設の増設に係る変更の工事
 - ・ 耐震設計構造物に係る特定設備は除く。
 - ・ 特定設備にあつては特定設備検査合格証の交付を受けているものに限る。
 - ・ 他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に影響を及ぼすおそれのないもの。

なお、上記の(2)により増設した設備にあっては、その後の行うすべての変更の工事は「軽微な変更の工事」に該当することになり、許可は不要になります。

Q 9. 3 「認定品」「高圧ガス保安協会が行う高圧ガス設備試験」及び「委託検査」との違いは？

A： 「認定品」とは、自ら製造する機器に対して耐圧試験、気密試験及び肉厚の確認を行うことが適切であると経済産業大臣に認定された者（大臣認定試験者）が製造した機器は、知事が行う完成検査の際に、この大臣認定試験者が発行した試験成績書を提出すれば、その機器についての完成検査は成績書の確認をもって行われることとなります。（~~試験成績書の交付後試験実施後~~3年以内のものに限る。）

「高圧ガス保安協会が行う高圧ガス設備試験」とは、高圧ガス保安協会が耐圧試験、気密試験及び肉厚の確認を行い高圧ガス設備試験等成績証明書を発行した高圧ガス設備に係る機器については、知事が行う完成検査の際にその成績成績書を提出すれば、その機器についての完成検査は免除されることとなります。（~~試験成績書の交付後試験実施後~~3年以内のものに限る。）

「委託検査」とは、依頼者からの依頼により、依頼者が提示する検査基準等に基づき、高圧ガス保安協会が実施する検査等の業務です。これは、法令上の制度ではなく、協会の自主的な制度として運用されているものです。

知事が行う完成検査に伴いこの「委託検査」制度を利用する場合には、依頼の内容が担当県等関係機関の指導、要望に基づき実施されるため、機器製作者、申請者、完成検査の担当県等関係機関の間で密接な連携が必要となります。

Q 9. 4 移動式製造設備であるタンクローリーを他府県より移籍した場合の完成検査の内容はどのようなになるのですか。

A： 一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、に係る高圧ガス設備の移設については、各規則の別表1、備考2に「移設に係る高圧ガス設備であって、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録の確認ができる場合にあっては、当該使用の経歴を及び保管状態の記録の検査をもって、この表の各号に規定する記録による検査とすることができる。」と規定されています。